

# 令和2年度

# 周防大島町会計年度任用職員登録募集について

臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法が一部改正され、『会計年度任用職員制度』として令和2年4月1日より運用が開始されます。令和2年度に町の機関・施設等で勤務を希望する人は、登録が必要です。登録者の中から書類選考、面接を経て、会計年度任用職員として任用されます。登録資格や方法などは次のとおりです。

## 1 登録資格

登録できる方は、次のいずれにも該当しない方です。(地方公務員法第16条)

- (1)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)周防大島町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 勤務条件

項目	内容
任用期間	一会計年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)のうち必要な期間 ※ただし、任用から1カ月間は条件付採用期間となります。
勤務場所	役場各庁舎、出張所および各種施設等
勤務時間	原則 8時30分～17時15分(休憩12時00分～13時00分)以内。 職場や勤務場所で始業時間や就業時間、休憩時間は異なります。
休日	原則 週休日(土・日曜日)および国民の祝日に関する法律に規定する休日ならびに12月29日から翌年1月3日までの日 ※ただし、行事や業務内容によっては出勤日になる場合があります。
給料・報酬	各総合支所及び各出張所に備え付けの「令和2年度周防大島町会計年度任用職員登録募集案内・募集職員一覧表」または、町ホームページを参照ください。
諸手当	・通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当 ・期末手当(支給対象:任用期間6月以上で1週当たり勤務時間が29時間を超える者)
休暇等	(1)労働基準法に基づき、年次有給休暇を付与 (2)有給、無給の特別休暇 ※勤務時間により、取得条件や日数が異なります。
社会保険等	勤務時間に応じて健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入

※職種によって、勤務条件が異なる場合があります。